

資會社となし、事業刷新營業能率増進上從業員の固定給料を歩合制に變更したる爲從業員は之を以て給料値下なりとして反對を稱へ遂に一月二十三日要求書提出^翌二十四日午前七時より罷業を決行す。

十二、要求事項

- 1、給料は歩合制度撤廃從來通りとす。
- 2、運轉手（六名）最低三十五圓より最高六十五圓。
少一ビス係（一名）四十五圓
- 3、車掌（五名）拾八圓
- 4、昇給二ヶ年に付一回五圓以上昇給すること
- 5、皆勤手當として三ヶ月皆勤者五圓、六ヶ月皆勤者十圓、一ヶ年皆勤者二十圓の賞與支給のこと
- 6、自動車に因る事故費は會社の負擔とすること
- 7、會社の都合に依り解雇したる場合は給料三ヶ月以上支給

2

すること

十三、爭議の経過

從業員側は要求書提出と共に地方有志細石三郎に交渉方萬事一任したるを以つて同人は双方の間を種々斡旋し一月二十八日午前十時左の通解決す

十四、解決條件

- 1、從業員に對する待遇は無條件にて從來（改正前）に復歸す
- 2、從業員忘業中の費用及給料は事業主側に於て負擔す
- 3、爭議參加者全員を復職せしむ
(備考、罷業と同時に事業主側は五名の臨時運轉手を雇入れ運轉の繼續をなしたのである)